

## 【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年1月6日
【報告者の名称】	株式会社ホギメディカル
【報告者の所在地】	東京都港区赤坂2丁目4番6号 赤坂グリーンクロス19階
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂2丁目4番6号 赤坂グリーンクロス19階
【電話番号】	03(6229)1300(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 最高財務責任者 藤田 泰介
【縦覧に供する場所】	株式会社ホギメディカル (東京都港区赤坂2丁目4番6号 赤坂グリーンクロス19階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、株式会社ホギメディカルをいいます。
- (注2) 本書中の「公開買付者」とは、TCG2509株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しない場合があります。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利を指します。
- (注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注7) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本で設立された会社である当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手續及び基準は、米国における手續及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含みます。以下同じです。）第13条(e)項又は第14条(d)項及びこれらの規定の下で定められた規則は、本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手續及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参考書類に含まれる財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能なものとは限りません。また、公開買付者及び当社は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手段を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注8) 本公開買付けに関する全ての手續は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注9) 本書及び本書の参考書類中の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者、当社又は関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本書及び本書の参考書類中の「将来に関する記述」は、本書提出日時点で公開買付者及び当社が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、当社又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。
- (注10) 公開買付者及びその関連者並びに公開買付者及び当社の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関連者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e-5条(b)の要件に従い、当社の株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのよう

な買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者又はその関連者の英文ウェブサイトにおいても開示が行われます。

## 1 【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

当社が2025年12月18日付で提出いたしました意見表明報告書（2025年12月23日付で提出いたしました意見表明報告書の訂正報告書、同月25日付で提出いたしました意見表明報告書の訂正報告書により訂正された事項を含みます。）の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じましたので、これを訂正するため、法第27条の10第8項において準用する法第27条の8第1項及び第2項の規定に基づき、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものです。

## 2 【訂正事項】

3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 本公司買付けに関する意見の根拠及び理由

本公司買付けの概要

公開買付者が本公司買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公司買付け後の経営方針

(6) 本公司買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公司買付けの公正性を担保するための措置

(7) 本公司買付けに係る重要な合意に関する事項

## 3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

### 3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

#### (2) 本公司開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公司開買付けに関する意見の根拠及び理由のうち、公開買付者に関する記載については、公開買付者から受けた説明に基づいてあります。

##### 本公司開買付けの概要

(訂正前)

##### <前略>

さらに、本公司開買付けに際して、公開買付者は、本取引の実現可能性を高める観点で、2025年12月25日付で、グランサム、マヨ、ヴァン オッテルロー アンド カンパニー エルエルシー ( Grantham, Mayo, Van Otterloo & Co. LLC ) ( 以下「GMO」といいます。 ) ( 所有株式数 : 2,237,900 株、所有割合 : 10.38% ) との間で応募契約 ( 以下「本応募契約 (GMO)」といいます。 ) を締結し、GMOが投資マネージャーとして投資運用を一任されている当社株式2,237,900株 ( 所有割合 : 10.38% ) の全てを本公司開買付けに応募すること、及び 公開買付者が、GMOに対し、本スクイーズアウト手続の完了後に、今後カーライルがケイマン諸島法に基づき組成予定のリミテッド・パートナーシップのリミテッド・パートナーシップ持分を取得することで、カーライル・ファンドの経済的持分の最大 5 %程度を間接的に取得する機会を提供すること ( 以下「本LP持分取得 (GMO)」といい、本LP持分取得 (ダルトングループ) と総称して「本LP持分取得」といいます。なお、本LP持分取得 (GMO) が行われる場合のGMOによるLP持分の取得割合は未定であるとのことです。 ) ( 注3 ) を合意しているとのことです。本LP持分取得 (ダルトングループ) と本LP持分取得 (GMO) それぞれにおいてリミテッド・パートナーシップ持分の取得対象となるリミテッド・パートナーシップ ( 両者の異同を含みます。 ) は未定とのことです。

##### <後略>

(訂正後)

##### <前略>

さらに、本公司開買付けに際して、公開買付者は、本取引の実現可能性を高める観点で、2025年12月25日付で、グランサム、マヨ、ヴァン オッテルロー アンド カンパニー エルエルシー ( Grantham, Mayo, Van Otterloo & Co. LLC ) ( 以下「GMO」といいます。 ) ( 所有株式数 : 2,256,100 株、所有割合 : 10.46% ) との間で応募契約 ( その後の変更を含み、以下「本応募契約 (GMO)」といいます。 ) を締結し、GMOが投資マネージャーとして投資運用を一任されている当社株式2,256,100株 ( 所有割合 : 10.46% ) の全てを本公司開買付けに応募すること、及び 公開買付者が、GMOに対し、本スクイーズアウト手續の完了後に、今後カーライルがケイマン諸島法に基づき組成予定のリミテッド・パートナーシップのリミテッド・パートナーシップ持分を取得することで、カーライル・ファンドの経済的持分の最大 5 %程度を間接的に取得する機会を提供すること ( 以下「本LP持分取得 (GMO)」といい、本LP持分取得 (ダルトングループ) と総称して「本LP持分取得」といいます。なお、本LP持分取得 (GMO) が行われる場合のGMOによるLP持分の取得割合は未定であるとのことです。 ) ( 注3 ) を合意しているとのことです。本LP持分取得 (ダルトングループ) と本LP持分取得 (GMO) それぞれにおいてリミテッド・パートナーシップ持分の取得対象となるリミテッド・パートナーシップ ( 両者の異同を含みます。 ) は未定とのことです。

なお、公開買付者は、本応募契約 (GMO) の締結にあたり、GMOから、GMOが投資マネージャーとして投資運用を一任されている当社株式の数は2,237,900株 ( 所有割合 : 10.38% ) であると連絡を受けており、当該株式数はGMOが2024年8月5日付で提出した当社株式に係る大量保有報告書の変更報告書 4 に記載された株式数と一致するため、本応募契約 (GMO) 締結時において、GMOが投資マネージャーとして投資運用を一任されている当社株式の数は2,237,900株 ( 所有割合 : 10.38% ) であると認識していたとのことです。その後、公開買付者は、2025年12月26日、GMOから、GMOが投資マネージャーとして投資運用を一任されている当社株式の数は2,237,900株 ( 所有割合 : 10.38% ) よりも18,200株 ( 所有割合 : 0.08% ) 多い2,256,100株 ( 所有割合 : 10.46% ) であることが判明したとの連絡を受けたとのことです。そのため、公開買付者は、2026年1月6日、GMOとの間で、GMOが本応募契約 (GMO) において本公司開買付けに応募する義務を負う、GMOが投資マネージャーとして投資運用を一任されている当社株式の数について、2,237,900株 ( 所有割合 : 10.38% ) から2,256,100株 ( 所有割合 : 10.46% ) に変更することを内容とする本応募契約 (GMO) の変更契約を締結したとのことです。

##### <後略>

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

( ) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程  
(訂正前)

<前略>

さらに、公開買付者は、本取引の実現可能性を高める観点で、2025年11月29日、GMOとの間で、GMOが所有する当社株式の本公開買付けに対する応募、及び本LP持分取得（GMO）を含む応募の条件についての協議を開始したとのことです。その後、公開買付者は、2025年12月25日、GMOとの間で、GMOが所有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募すること及び本LP持分取得（GMO）を含む本応募契約（GMO）の内容について合意したことです。

<後略>

(訂正後)

<前略>

さらに、公開買付者は、本取引の実現可能性を高める観点で、2025年11月29日、GMOとの間で、GMOが投資マネージャーとして投資運用を一任されている当社株式の本公開買付けに対する応募、及び本LP持分取得（GMO）を含む応募の条件についての協議を開始したとのことです。その後、公開買付者は、2025年12月25日、GMOとの間で、GMOが投資マネージャーとして投資運用を一任されている当社株式の全てについて本公開買付けに応募すること及び本LP持分取得（GMO）を含む本応募契約（GMO）の内容について合意したことです。

また、公開買付者は、本応募契約（GMO）の締結にあたり、GMOから、GMOが投資マネージャーとして投資運用を一任されている当社株式の数は2,237,900株（所有割合：10.38%）であると連絡を受けており、当該株式数はGMOが2024年8月5日付で提出した当社株式に係る大量保有報告書の変更報告書4に記載された株式数と一致するため、本応募契約（GMO）締結時において、GMOが投資マネージャーとして投資運用を一任されている当社株式の数は2,237,900株（所有割合：10.38%）であると認識していたとのことです。その後、公開買付者は、2025年12月26日、GMOから、GMOが投資マネージャーとして投資運用を一任されている当社株式の数は2,237,900株（所有割合：10.38%）よりも18,200株（所有割合：0.08%）多い2,256,100株（所有割合：10.46%）であることが判明したとの連絡を受けたとのことです。そのため、公開買付者は、2026年1月6日、GMOとの間で、GMOが本応募契約（GMO）において本公開買付けに応募する義務を負う、GMOが投資マネージャーとして投資運用を一任されている当社株式の数について、2,237,900株（所有割合：10.38%）から2,256,100株（所有割合：10.46%）に変更することを内容とする本応募契約（GMO）の変更契約を締結したとのことです。

<後略>

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を

担保するための措置

(訂正前)

<前略>

マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority) を上回る買付予定数の下限の設定

公開買付者は、買付予定数の下限を14,362,400株（所有割合：66.62%）と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。買付予定数の下限である14,362,400株（所有割合：66.62%）は、当社第2四半期決算短信に記載された2025年9月30日現在の当社の発行済株式総数（22,535,463株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（975,691株）及び本応募契約（ダルトングループ）を締結したダルトングループが所有する当社株式数（5,945,400株）を控除した株式数（15,614,372株、所有割合：72.42%）の過半数に相当する株式数（7,807,187株、所有割合：36.21%）に、ダルトングループが所有する当社株式数（5,945,400株）を加算した株式数（13,752,587株）を上回るもの、すなわち、公開買付者と利害関係を有さない当社の株主の皆様が所有する当社株式の数の過半数、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」に相当する数を上回るものとなります。これにより、当社の一般株主の皆様の意思を重視して、公開買付者の利害関係者以外の株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないことになるとのことです。なお、その後、本応募契約（GMO）が締結されたことにより、GMOが所有する当社株式数（2,237,900株）を控除した場合には、買付予定数の下限は、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」に相当する数を若干下回ることになったものの、その下回る数は509,137株（所有割合：2.36%）にすぎないこと、本応募契約（GMO）の締結については本公開買付け開始時において一般株主の立場であったGMOから本公開買付けへの賛同が得られたと評価することもできること、公開買付者への確認及び本応募契約（GMO）の内容を考慮すれば、本応募契約（GMO）に基づくGMOによる本取引後の間接的な投資の継続は、上記「（ ）本公開買付け後の経営方針」に記載の本公開買付け後の当社の経営方針に影響を生じさせるものではないと判断できることを踏まえ、当社は、当社のリーガル・アドバイザーから助言を受け、かかる変更によっても本取引の目的の合理性、本取引に係る手続の公正性・妥当性、及び本取引の条件の公正性・妥当性が損なわれるものではないと判断しております。

<後略>

(訂正後)

<前略>

マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority) を上回る買付予定数の下限の設定

公開買付者は、買付予定数の下限を14,362,400株（所有割合：66.62%）と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。買付予定数の下限である14,362,400株（所有割合：66.62%）は、当社第2四半期決算短信に記載された2025年9月30日現在の当社の発行済株式総数（22,535,463株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（975,691株）及び本応募契約（ダルトングループ）を締結したダルトングループが所有する当社株式数（5,945,400株）を控除した株式数（15,614,372株、所有割合：72.42%）の過半数に相当する株式数（7,807,187株、所有割合：36.21%）に、ダルトングループが所有する当社株式数（5,945,400株）を加算した株式数（13,752,587株）を上回るもの、すなわち、公開買付者と利害関係を有さない当社の株主の皆様が所有する当社株式の数の過半数、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」に相当する数を上回るものとなります。これにより、当社の一般株主の皆様の意思を重視して、公開買付者の利害関係者以外の株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないことになるとのことです。なお、その後、本応募契約（GMO）が締結されたことにより、GMOが所有する当社株式数（2,256,100株）を控除した場合には、買付予定数の下限は、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」に相当する数を若干下回ることになったものの、その下回る数は518,237株（所有割合：2.40%）にすぎないこと、本応募契約（GMO）の締結については本公開買付け開始時において一般株主の立場であったGMOから本公開買付けへの賛同が得られたと評価することもできること、公開買付者への確認及び本応募契約（GMO）の内容を考慮すれば、本応募契約（GMO）に基づくGMOによる本取引後の間接的な投資の継続は、上記「（ ）本公開買付け後の経営方針」に記載の本公開買付け後の当社の経営方針に影響を生じさせるものではないと判断できることを踏まえ、当社は、当社のリーガル・アドバイザーから助言を受け、かかる変更によっても本取引の目的の合理性、本取引に係る手続の公正性・妥当性、及び本取引の条件の公正性・妥当性が損なわれるものではないと判断しております。

<後略>

(7) 本公司買付けに係る重要な合意に関する事項  
(訂正前)

<前略>

本応募契約 (GMO)

公開買付者は、2025年12月25日付で、GMOとの間で、GMOが投資マネージャーとして投資運用を一任されている当社株式2,237,900株（所有割合：10.38%）の全てについて、本公司買付けに応募すること及び下記(ア)乃至(カ)に記載の内容に合意しているとのことです。なお、公開買付者は、本公司買付けの応募に関して、本応募契約 (GMO) 以外に、GMOとの間で合意を行っておらず、本公司買付けに応募することにより得られる金銭以外に公開買付者からGMOに対して供与される利益は存在しないとのことです。本応募契約 (GMO) において、GMOによる応募の前提条件は規定されていないとのことです（注3）。

<後略>

(訂正後)

<前略>

本応募契約 (GMO)

公開買付者は、2025年12月25日付で、GMOとの間で、GMOが投資マネージャーとして投資運用を一任されている当社株式2,256,100株（所有割合：10.46%）の全てについて、本公司買付けに応募すること及び下記(ア)乃至(カ)に記載の内容に合意しているとのことです。また、公開買付者は、本応募契約 (GMO) の締結にあたり、GMOから、GMOが投資マネージャーとして投資運用を一任されている当社株式の数は2,237,900株（所有割合：10.38%）であると連絡を受けており、当該株式数はGMOが2024年8月5日付で提出した当社株式に係る大量保有報告書の変更報告書 4 に記載された株式数と一致するため、本応募契約 (GMO) 締結時において、GMOが投資マネージャーとして投資運用を一任されている当社株式の数は2,237,900株（所有割合：10.38%）であると認識していたとのことです。その後、公開買付者は、2025年12月26日、GMOから、GMOが投資マネージャーとして投資運用を一任されている当社株式の数は2,237,900株（所有割合：10.38%）よりも18,200株（所有割合：0.08%）多い2,256,100株（所有割合：10.46%）であることが判明したとの連絡を受けたとのことです。そのため、公開買付者は、2026年1月6日、GMOとの間で、GMOが本応募契約 (GMO) において本公司買付けに応募する義務を負う、GMOが投資マネージャーとして投資運用を一任されている当社株式の数について、2,237,900株（所有割合：10.38%）から2,256,100株（所有割合：10.46%）に変更することを内容とする本応募契約 (GMO) の変更契約を締結したとのことです。なお、公開買付者は、本公司買付けの応募に関して、本応募契約 (GMO) 以外に、GMOとの間で合意を行っておらず、本公司買付けに応募することにより得られる金銭以外に公開買付者からGMOに対して供与される利益は存在しないとのことです。本応募契約 (GMO) において、GMOによる応募の前提条件は規定されていないとのことです（注3）。

<後略>

以上